

平成14年2月5日

各位

株式会社 大和銀ホールディングス
(コード番号 8308)

債権の取立不能および取立遅延のおそれの発生について

今般、当社子会社の株式会社大和銀行および株式会社近畿大阪銀行の取引先であるスポーツ振興株式会社及び同社の関連会社について、大阪地方裁判所に会社更生手続開始の申立が行われました。この結果、スポーツ振興株式会社及び同社の関連会社に対する債権について取立不能および取立遅延のおそれが生じたので、お知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

(1) 名称	スポーツ振興株式会社	泉佐野カントリー株式会社
(2) 所在地	大阪市北区万歳町4-12	大阪市北区万歳町4-12
(3) 代表者の氏名	木下 俊雄	木下 俊雄
(4) 資本金の額	90百万円	50百万円
(5) 事業の内容	ゴルフ場経営	ゴルフ場経営

2. 当該取引先に生じた事実およびその事実が生じた年月日

スポーツ振興株式会社

平成14年1月28日、株式会社整理回収機構による大阪地方裁判所への会社更生手続開始の申立

泉佐野カントリー株式会社

平成14年2月4日、大阪地方裁判所への会社更生手続開始の申立

3. 当該取引先に対する債権の種類および金額

スポーツ振興株式会社

株式会社 大 和 銀 行 貸出金 7億円

株式会社 近畿大阪銀行 貸出金等 126億円

泉佐野カントリー株式会社

株式会社 大 和 銀 行 貸出金 7億円

なお、当社子会社である株式会社奈良銀行には、本件に関する債権はありません。

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

当社が平成13年12月10日に発表いたしました平成14年3月期連結業績予想に影響はございません。

以上

< 本件に関する問い合わせ先 >

大和銀ホールディングス 広報部 児玉 TEL 06-6264-5685 (直通)